

第 141 期定時株主総会招集ご通知

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

- ・ 事業報告
業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ・ 連結計算書類
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
- ・ 計算書類
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日まで)

京葉瓦斯株式会社

上記の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載していません。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備にかかわる当社取締役会決議の内容は次のとおりであります。

[取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制]

- (1) 代表取締役は、法令、定款および社会倫理に合致した企業倫理を遵守した事業活動が企業の存続・発展のために不可欠であることを自らが常に念頭に置いて業務を執行するとともに、全ての取締役・従業員に対してその重要性について継続的に周知徹底を図る。
- (2) 取締役会の意思決定・監督機能の充実を図るとともに、執行役員制度を導入し、業務執行機能を強化する。
- (3) 代表取締役および取締役は、「企業行動基準」を遵守した職務の執行がコンプライアンス確立のための基盤となるとの認識に基づき、自らこれを率先垂範し、また、従業員がこれを継続的に実践するための体制として、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの確保のための重要な方針ならびに諸施策の実施に関する事項等の審議や報告を行い、施策を定期的実施する。
- (4) 法令等を遵守した職務の執行をサポートするための部署を設置するとともに、コンプライアンス上の問題について社内または外部の内部通報窓口に通報・相談することができる体制を整備・運用することにより、取締役および従業員のコンプライアンス違反を未然に防止する。
- (5) 社長直轄の内部監査部署が法令等の遵守状況、職務の執行に係る適正性・有効性等の監査を定期的に行うとともに、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、財務報告の信頼性を確保する。
- (6) 市民生活の秩序や安全に脅威を与え、企業の経済活動の障害となる活動を行う反社会的勢力から違法または不当な要求があった場合は、毅然とした態度で一切これを排除する。

[取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制]

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令、定款および社内規程に基づき、确实かつ適正に記録し、総務部長の責任の下、これらを保存および管理する。
- (2) 前項の記録は、取締役および監査役は常時閲覧できるものとし、そのために適切な方法により保存および管理を行う。

[損失の危険の管理に関する規程その他の体制]

- (1) 当社の事業活動において生じる可能性のある様々なリスクに適切に対応するため、経営計画の策定にあたってこれらを総合的に評価し、各リスクに係る施策を決定し、遂行する。
- (2) 当社の事業活動に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクについては、その発生を防止し、または、発生時における迅速かつ適切な対応を行うため、社長、役付執行役員または各本部長を担当する執行役員を最高責任者とする管理体制を構築し、必要な施策を講じる。また、その他のリスクについては、それぞれについて規程・マニュアル等を整備し、また、必要な施策を講じることにより、これを管理する。

[取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制]

- (1) お客さま視点を根幹とした「経営理念」が当社の経営の拠り所であり、全ての業務遂行にあたって最も重要な判断指針であることを全ての取締役および従業員に浸透させることにより、取締役の職務の執行が効率的かつ適正に行われることを確保する。
- (2) 原則として毎月1回、取締役会を開催し、経営の基本方針、業務執行に関する重要事項および会社法で定められた事項について審議および報告を行うことにより、取締役の効率的かつ適法な職務の執行を確保する。
- (3) 原則として毎週1回、執行役員会を常勤監査役も出席のもとで開催し、主要な業務執行にかかわる協議・報告を行うことにより、効率的かつ適切な業務執行が行われることを確保する。
- (4) 継続的な成長を遂げるための戦略および目標を定めた「中期経営計画」を策定し、また、これを確実に達成するために必要となる施策を盛り込んだ「年次計画」を策定することにより、具体的な職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- (5) 日常の業務執行については、社内規程により、その権限を適正に配分し、また、そのルールを遵守した処理を行うことにより、効率的かつ適正な業務執行が行われることを確保する。

[当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制]

- (1) 子会社については、自主性を尊重した経営を行わせる一方、役員として当社の役員または従業員を派遣することなどを通じて子会社の取締役の職務執行を監視・監督することにより、子会社における業務の適正を確保する。
- (2) 子会社における重要な業務執行の決定にあたり、「子会社管理規程」に基づき、当社への報告を行うことなどを通じて、子会社における業務の適正を確保する。
- (3) 子会社におけるコンプライアンス上の問題について、子会社の役員および従業員が当社または外部の内部通報窓口へ通報・相談することができる体制を整備・運用することにより、子会社における業務の適正を確保する。
- (4) 子会社のコンプライアンスの推進を効果的に実施するため、当社の社長および子会社等の代表者をメンバーとする「コンプライアンス協議会」を設置するとともに、当社のコンプライアンス担当部署が子会社のコンプライアンスの推進を支援する。

[監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項]

- (1) 監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助するための組織として、取締役から独立した「監査役室」を設置し、また、専従スタッフを配置する。
- (2) 監査役室のスタッフの独立性を確保するため、当該スタッフの人事考課は監査役の意見に基づき行い、また、人事異動等に関しては監査役と協議の上実施する。
- (3) 当該スタッフは、専ら監査役の指揮命令を受け、監査役の職務の補助を行う。

[取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制]

- (1) 監査役は、取締役会への出席を通じて取締役からの報告を受けるほか、常勤監査役は、執行役員会および重要な会議への出席、決裁書その他職務の執行に関する重要書類を閲覧し、また、何時でも必要に応じて取締役および従業員に対して説明や報告を求めることができる。
- (2) 取締役および従業員は、その職務の執行状況やその他監査役の監査に必要な事項の説明や報告を監査役から求められた場合、これに適切に対応する。
- (3) 当社の取締役および従業員ならびに子会社の役員および従業員から当社または外部の内部通報窓口へ通報・相談されたコンプライアンス上の問題は、内部通報窓口を所管する部署から当社の監査役へ適時・適切に報告する。なお、当該通報・相談をした者に対し、当該通報・相談をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

[その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制]

- (1) 社長と監査役は、定期的な意見交換の場を持つことなどにより、相互の意思疎通を図る。
- (2) 監査計画に基づく監査役の往査・調査の実施にあたっては、対象部署および子会社は、適切な資料の準備・提供や適切な回答を行うことなどにより、実効性のあるものとなるよう十分な対応を行う。
- (3) 監査役が、会計監査人、内部監査部署と連携することにより、監査の実効性を確保できる体制とする。
- (4) 監査役がその職務の執行について、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ・取締役会を年12回開催し、法令や定款に定める事項、重要な業務執行に関する事項等の審議・報告を行いました。
- ・社外取締役の選任により、取締役会による取締役の職務執行の監督機能を強化いたしました。
- ・「コンプライアンス委員会」を年1回、「コンプライアンス協議会」を年1回開催するとともに、内部通報制度の窓口として「コンプライアンスホットライン窓口」を総務部および社外の法律事務所に設置し、当社および子会社におけるコンプライアンス違反の防止に取り組みました。
- ・内部統制室が社内全部署を対象とした内部監査を実施し、法令等の遵守状況、職務の遂行に係る適正性・有効性等の確認を行いました。また、金融商品取引法等の法令に準拠し財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行いました。
- ・監査役会を年4回開催し、監査方針・監査計画の協議や監査状況の報告等を行うとともに、取締役会等の重要な会議への出席や社長との定期的な意見交換などにより、取締役の職務の執行が法令および定款に適合していることの確認を行いました。
- ・監査役は会計監査人および内部統制室と連携し、社内の全部署の監査や子会社の事業運営状況の確認を行うことにより、当社および子会社における職務の執行に関する適法性の確認を行いました。

連結株主資本等変動計算書

2025年 1月 1日から

2025年 12月 31日まで

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------------|-------|-----------|-----------|-------|------------|
| | 資本金 | 資本 剰余金 | 利益 剰余金 | 自己株式 | 株主資本 合計 |
| 当 期 首 残 高 | 2,754 | 36 | 79,659 | △ 272 | 82,178 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △ 806 | | △ 806 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | | | 3,210 | | 3,210 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △ 0 | △ 0 |
| 株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額) | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | | | 2,404 | △ 0 | 2,404 |
| 当 期 末 残 高 | 2,754 | 36 | 82,064 | △ 272 | 84,582 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 非支配株主 持分 | 純資産 合計 |
|-------------------------------|----------------------|--------------|----------------------|-----------------------|-------------|-----------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 為替換算 調整勘定 | 退職給付に 係る 調整累計額 | その他の 包括利益 累計額合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 11,640 | | 1,803 | 13,444 | 3,253 | 98,876 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | △ 806 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | | | | | | 3,210 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | △ 0 |
| 株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額) | 1,625 | 25 | 1,419 | 3,069 | 185 | 3,255 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 1,625 | 25 | 1,419 | 3,069 | 185 | 5,659 |
| 当 期 末 残 高 | 13,265 | 25 | 3,222 | 16,514 | 3,438 | 104,535 |

連 結 注 記 表

2025年 1月 1日から
2025年 12月 31日まで

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 6社

京葉ガス不動産(株)
京葉ガスカスタマーサービス(株)
京和ガス(株)
京和住設(株)
(株)道の駅しょうなん

KG America, LLC

KG America, LLCについては新たに設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めている。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

KG S V リニューアブルエナジー(同)
KGソーラー1(同)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いている。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 4社

京葉住設(株)
京葉ガス情報システム(株)
なのはなパイプライン(株)
FFP Fund IX CEI Partnership, LLC

FFP Fund IX CEI Partnership, LLCについては新たに設立したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めている。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外している。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用している。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

京和住設(株)、(株)道の駅しょうなんの決算日は3月31日であり、9月30日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っている。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致している。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっている。なお、匿名組合等への出資金については、匿名組合等の損益のうち当社グループに帰属する持分相当損益を営業外損益に計上するとともに、出資金を加減する処理を行っている。

② 棚卸資産（製品、原料、貯蔵品）

移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっている。ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法によっている。

② 無形固定資産

定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

③ ガスホルダー修繕引当金

球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上している。

④ 器具保証引当金

販売器具の保証期間内のメンテナンス費用の支出に備えるため、見積額を計上している。

⑤ ポイント引当金

ポイントサービスの利用による費用の支出に備えるため、当連結会計年度末後に要する費用の見積額を計上している。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関しては、顧客との販売契約に基づいて商品及び製品等を引き渡す履行義務を負っている。

主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりである。

① ガス事業

ガス事業に関しては、主に都市ガスの供給・販売を行っている。当該都市ガスの供給・販売については、契約期間にわたり供給義務が発生し、供給の都度履行義務が充足される。収益については、ガス事業会計規則に基づき、毎月の検針により使用量を計量し、それに基づき算定される料金を当月分の収益とする検針日基準により計上している。

② 電力小売事業

電力小売事業に関しては、主に電力の販売を行っている。当該電力の販売については、契約期間にわたり供給義務が発生し、供給の都度履行義務が充足されることから顧客に引き渡した時点で収益を認識している。なお、実際に顧客が使用した電力量は毎月の検針にて確定することから、収益については、当該検針による確定値に加え、決算月の検針日から決算日までに生じた収益について見積ることにより計上している。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）に計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務債務についてはその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異についてはその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により、翌連結会計年度から費用処理することとしている。

【会計方針の変更に関する注記】

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用している。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っている。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はない。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用している。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はない。

【表示方法の変更に関する注記】

(連結損益計算書)

従来、一部の不動産賃貸収入及び不動産賃貸費用については「営業外収益」（当連結会計年度 99 百万円）、「供給販売費」（当連結会計年度 5 百万円）及び「一般管理費」（当連結会計年度 23 百万円）に含めて表示していたが、当連結会計年度より、「売上高」及び「売上原価」に表示する方法に変更した。

これは、当社が 2024 年 11 月に策定した「中期経営計画 2025-2027」において、主要な事業領域の一つとして「リアルエステート」領域を定め、不動産事業の拡大を重点課題に掲げたことに伴い、当社グループの営業活動の成果をより適切に表示するために行ったものである。

また、前連結会計年度において区分掲記していた「営業外収益」の「受取賃貸料」（当連結会計年度 24 百万円）は重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は「雑収入」に含めて表示している。

【収益認識に関する注記】

1. 収益の分解

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | | | 合計 |
|---------------|---------|---------|----------|---------|---------|
| | エネルギー | ライフサービス | リアルエステート | 計 | |
| ガス | 85,778 | — | — | 85,778 | 85,778 |
| 電力小売 | 17,120 | — | — | 17,120 | 17,120 |
| ライフサービス | — | 6,336 | — | 6,336 | 6,336 |
| その他 | 6,187 | — | — | 6,187 | 6,187 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 109,085 | 6,336 | — | 115,422 | 115,422 |
| その他の収益 | — | 336 | 1,906 | 2,242 | 2,242 |
| 外部顧客との売上高 | 109,085 | 6,673 | 1,906 | 117,665 | 117,665 |

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載している。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高

(単位：百万円)

| | 期首残高 | 期末残高 |
|---------------|--------|--------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 11,032 | 11,262 |
| 契約資産 | 949 | 1,017 |
| 契約負債 | 1,546 | 2,068 |

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が 1 年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略している。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はない。

【会計上の見積りに関する注記】

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額 130 百万円
(繰延税金負債と相殺前の金額は 2,397 百万円)

(2) その他の情報

① 算出方法

当社グループでは、将来の課税所得の発生時期や主要な一時差異等の項目にかかる解消年度のスケジューリングを行い、企業分類を判定し、回収可能と見込まれる金額について繰延税金資産を計上している。

② 主要な仮定

将来の事業計画を基礎として、課税所得の見積りや解消年度のスケジューリングを行っている。

③ 翌期の連結計算書類に与える影響

現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っているが、将来の不確実な状況変化等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 272,452 百万円
2. 無形固定資産の減価償却累計額 13,658 百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 32,805,000 株

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 2025年3月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議している。

| | |
|----------|-------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当金総額 | 381 百万円 |
| 1株当たり配当額 | 35.00 円 |
| 基準日 | 2024年12月31日 |
| 効力発生日 | 2025年3月28日 |

(注) 当社は、2025年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っているが、上記の事項は当該株式分割前の株式数を基準としている。

② 2025年7月30日開催の取締役会において、次のとおり決議している。

| | |
|----------|------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当金総額 | 424 百万円 |
| 1株当たり配当額 | 13.00 円 |
| 基準日 | 2025年6月30日 |
| 効力発生日 | 2025年8月26日 |

(注) 1株当たり配当額13円は、都市ガスお客さま件数100万件達成記念配当2円を含んでいる。

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2026年3月27日開催の定時株主総会において、次のとおり提案している。

| | |
|----------|-------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当金総額 | 424百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 13.00円 |
| 基準日 | 2025年12月31日 |
| 効力発生日 | 2026年3月30日 |

(注) 1株当たり配当額13円は、都市ガスお客さま件数100万件達成記念配当2円を含んでいる。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、資金調達については金融機関からの借入や社債発行により行っている。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは内部管理規程に沿ってリスク低減を図っている。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。また、主に関係会社に対し貸付を行っている。

社債及び借入金の使途は設備投資等に係る長期資金である。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日(当連結会計年度末)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりである。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表計上額(*1) | 時価(*1) | 差額 |
|--------------|----------------|----------|-------|
| (1)投資有価証券 | 24,725 | 24,725 | — |
| (2)長期貸付金 | 8,590 | 8,590 | — |
| (3)社債(*2) | (736) | (663) | 72 |
| (4)長期借入金(*2) | (30,514) | (29,412) | 1,102 |

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示している。

(*2) 社債及び長期借入金には、1年以内に返済予定のものを含めている。

(注1) 現金及び預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金は現金又は短期間で決済され時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略している。

(注2) 子会社及び関連会社株式等(連結貸借対照表計上額4,446百万円)並びに非上場株式等(連結貸借対照表計上額557百万円)は市場価格がないため、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としていない。

(注3) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資(連結貸借対照表計上額4,469百万円)については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象としていない。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| 区分 | 時価 | | | |
|--------|--------|------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | 24,427 | 298 | — | 24,725 |

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| 区分 | 時価 | | | |
|-------|------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期貸付金 | — | 8,590 | — | 8,590 |
| 社債 | — | 663 | — | 663 |
| 長期借入金 | — | 29,412 | — | 29,412 |

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価している。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。連結子会社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類している。投資信託は取引金融機関から提示された基準価額を用いて評価しており、その時価をレベル2の時価に分類している。

② 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類している。

③ 社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類している。

④ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類している。

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、千葉県その他の地域において、賃貸用の物流倉庫やマンション等（土地を含む）を有している。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

| 連結貸借対照表計上額 | 時価 |
|------------|--------|
| 25,204 | 51,419 |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額である。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額である。

【1株当たり情報に関する注記】

| | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産 | 3,144.13円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 99.85円 |

【その他の注記】

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

株主資本等変動計算書

2025年 1月 1日から
2025年 12月 31日まで

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | 利益 剰余金 合計 |
|-------------------------|-------|-----------|-----------------|-----------|-------------------|-----------|-------------|-----------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益 準備金 | 利益剰余金 | | | |
| | | 資本 準備金 | 資本 剰余金 合計 | | その他利益剰余金 | | | |
| | | | | | 固定資産 圧縮 積立金 | 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | |
| 当 期 首 残 高 | 2,754 | 36 | 36 | 688 | 242 | 64,980 | 1,415 | 67,326 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | |
| 固定資産圧縮 積立金の取崩 | | | | | △ 7 | | 7 | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △ 806 | △ 806 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | | 2,723 | 2,723 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | / | / | / | / | / | / | / | / |
| 当 期 変 動 額 合 計 | | | | | △ 7 | | 1,925 | 1,917 |
| 当 期 末 残 高 | 2,754 | 36 | 36 | 688 | 234 | 64,980 | 3,340 | 69,244 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 |
|-------------------------|------|------------|----------------------|----------------|-----------|
| | 自己株式 | 株主資本 合計 | その他有 価証券評 価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当 期 首 残 高 | △ 99 | 70,017 | 11,411 | 11,411 | 81,428 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 固定資産圧縮 積立金の取崩 | | | / | / | |
| 剰余金の配当 | | △ 806 | / | / | △ 806 |
| 当 期 純 利 益 | | 2,723 | / | / | 2,723 |
| 自己株式の取得 | △ 0 | △ 0 | / | / | △ 0 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | / | / | 1,520 | 1,520 | 1,520 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △ 0 | 1,917 | 1,520 | 1,520 | 3,438 |
| 当 期 末 残 高 | △ 99 | 71,935 | 12,931 | 12,931 | 84,867 |

個 別 注 記 表

2025 年 1 月 1 日から

2025 年 12 月 31 日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっている。なお、匿名組合等への出資金については、匿名組合等の損益のうち当社に帰属する持分相当損益を営業外損益に計上するとともに、出資金を加減する処理を行っている。

② 棚卸資産（製品、原料、貯蔵品）

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっている。ただし、1998 年 4 月 1 日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法によっている。

② 無形固定資産

定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5 年）による定額法により費用処理している。また、数理計算上の差異についてはその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5 年）による定率法により、翌期から費用処理することとしている。

③ ガスホルダー修繕引当金

球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上している。

④ 器具保証引当金

販売器具の保証期間内のメンテナンス費用の支出に備えるため、見積額を計上している。

⑤ ポイント引当金

ポイントサービスの利用による費用の支出に備えるため、当事業年度末後に要する費用の見積額を計上している。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関しては、顧客との販売契約に基づいて商品及び製品等を引き渡す履行義務を負っている。

主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりである。

① ガス事業

ガス事業に関しては、主に都市ガスの供給・販売を行っている。当該都市ガスの供給・販売については、契約期間にわたり供給義務が発生し、供給の都度履行義務が充足される。収益については、ガス事業会計規則に基づき、毎月の検針により使用量を計量し、それに基づき算定される料金を当月分の収益とする検針日基準により計上している。

② 電力小売事業

電力小売事業に関しては、主に電力の販売を行っている。当該電力の販売については、契約期間にわたり供給義務が発生し、供給の都度履行義務が充足されることから顧客に引き渡した時点で収益を認識している。なお、実際に顧客が使用した電力量は毎月の検針にて確定することから、収益については、当該検針による確定値に加え、決算月の検針日から決算日までに生じた収益について見積ることにより計上している。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用している。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っている。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はない。

3. 表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

従来、一部の不動産賃貸収入及び不動産賃貸費用については「営業外収益」（当事業年度167百万円）、「供給販売費」（当事業年度5百万円）及び「一般管理費」（当事業年度23百万円）に含めて表示していたが、当事業年度より、「附帯事業収益」及び「附帯事業費用」に表示する方法に変更した。

これは、当社が2024年11月に策定した「中期経営計画2025-2027」において、主要な事業領域の一つとして「リアルエステート」領域を定め、不動産事業の拡大を重点課題に掲げたことに伴い、当社グループの営業活動の成果をより適切に表示するために行ったものである。

また、前事業年度において区分掲記していた「営業外収益」の「受取賃貸料」（当事業年度24百万円）は重要性が乏しくなったため、当事業年度は「雑収入」に含めて表示している。

4. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に記載している。

5. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

繰延税金資産(純額) ー 百万円

(繰延税金負債と相殺前の金額は2,419百万円)

② その他の情報

a. 算出方法

当社では、将来の課税所得の発生時期や主要な一時差異等の項目にかかる解消年度のスケジューリングを行い、企業分類を判定し、回収可能と見込まれる金額について繰延税金資産を計上している。

b. 主要な仮定

将来の事業計画を基礎として、課税所得の見積りや解消年度のスケジューリングを行っている。

c. 翌期の計算書類に与える影響

現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っているが、将来の不確実な状況変化等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 252,742 百万円

無形固定資産の減価償却累計額 13,703 百万円

(2) 保証債務

借入金保証 2,500 百万円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 4,789 百万円

仕入高 7,496 百万円

営業取引以外の取引高 451 百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度末における自己株式数 普通株式 125,868 株

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因

繰越欠損金 1,382 百万円

減価償却費 308 百万円

退職給付引当金 294 百万円

その他 434 百万円

繰延税金資産合計 2,419 百万円

| | |
|--------------------|-----------|
| (2) 繰延税金負債の発生の主な原因 | |
| その他有価証券評価差額金 | 4,900 百万円 |
| その他 | 95 百万円 |
| 繰延税金負債合計 | 4,995 百万円 |
| 繰延税金負債の純額 | 2,575 百万円 |

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位:百万円)

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|------|-------------|------------------|-------------------|---------------|-------|---------------|-------|
| 子会社 | 京葉ガス不動産㈱ | (所有) 直接 100% | 不動産の賃貸借 役員の兼任等 | 債務保証 (注 1) | 2,500 | — | — |
| 関連会社 | なのはなパイプライン㈱ | (所有) 直接 50.0% | 資金の貸付 役員の兼任等 | 資金の回収 | 892 | 関係会社 長期貸付金 | 8,492 |
| | | | | 利息の受取 | 258 | 関係会社 短期債権 | 45 |

(注 1) 京葉ガス不動産㈱の金融機関からの借入金につき債務保証を行ったものである。

(注 2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

なのはなパイプライン㈱との取引は、市場金利等を勘案して、合理的に貸付条件を決定している。

11. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|------------|------------|
| 1株当たり純資産 | 2,596.99 円 |
| 1株当たり当期純利益 | 83.35 円 |

(注) 当社は、2025年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っている。

12. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。